

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理建屋高電導度ドレンサンプポンプ（A）用シール水弁に閉動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	3号機	残留熱除去系熱交換器（A）出口サンプリング用電磁弁収納箱の扉の留め具が外れていたため、当該扉を点検・修理	D	
3	3号機	復水移送ポンプ（A）ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（A・B）のベント弁（1台）及びドレン弁（2台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	5号機	原子炉隔離時冷却系テスト可能逆止弁の動作試験（定例試験）において、当該弁バイパス弁の開動作不良（緩慢）が認められたため、対応検討	C	
6	5号機	中性子計測系平均出力領域モニタチャンネル（C）のバイパス操作時、制御棒引抜監視装置に機器動作不良を示す警報が発生したため、対応検討	C	
7	6号機	保安検査において、第21回定期検査中の冷温臨界試験記録（チェックシート）に、当直長確認印の捺印漏れ（1箇所）が認められたため、対応検討	C	
8	6号機	6.9kV高圧配電盤室空調用膨張水タンクの補給水弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	集中環境施設	高温焼却炉設備の点検において、胴下部の溶接部に破損（割れ）が認められたため、当該部を修理	D	
10	集中環境施設	遠心薄膜乾燥機復水器（B）用送風機のケーシングドレン配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
11	集中環境施設	サイトバンカ建屋内廃棄物減容設備の点検において、減容片押込み装置（B）にエアリークが認められたため、当該装置を修理	D	
12	集中環境施設	ペレット等固化設備分散剤ポンプ入口配管のドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで